

諮問庁：国立研究開発法人日本医療研究開発機構

諮問日：令和5年1月31日（令和5年（独情）諮問第5号ないし同第8号，
同第16号ないし同第20号及び同第24号ないし同第35号）

答申日：令和5年6月29日（令和5年度（独情）答申第14号ないし同第34号）

事件名：知財コンサルテーション用資料作成（医工連携による医療ニーズの実用化に向けた特許探索・調査業務）に係る請負契約書の一部開示決定に関する件

知財コンサルテーション用資料作成（先行文献調査・医療機器分野）に係る請負契約書の一部開示決定に関する件

知財コンサルテーション用資料作成（先行文献調査・医薬分野）に係る請負契約書の一部開示決定に関する件

知財コンサルテーション用資料作成（ライセンス可能性調査）に係る請負契約書の一部開示決定に関する件

知財コンサルテーション用資料作成（発明関連情報のマイニング）に係る請負契約書の一部開示決定に関する件

知財コンサルテーション用資料作成（先行文献調査・FTO調査（特殊分野））に係る請負契約書の一部開示決定に関する件

知財コンサルテーション用資料作成（先行文献調査・FTO調査（特殊分野以外））に係る請負契約書の一部開示決定に関する件

知財コンサルテーション用資料作成（ライセンス可能性調査）に係る請負契約書の一部開示決定に関する件

AMED知財リエゾン及びAMEDぷらっとの管理・運営に関する請負業務に係る請負契約書の一部開示決定に関する件

知財コンサルテーション用資料作成（ライセンス可能性・市場調査）に係る請負契約書の一部開示決定に関する件

知財コンサルテーション用資料作成（先行文献調査）に係る請負契約書の一部開示決定に関する件

AMED知財リエゾン及びAMEDぷらっとの管理・運営に関する請負業務に係る請負契約書の一部開示決定に関する件

知財コンサルテーション用資料作成（医工連携による医療ニーズの実用化に向けた特許探索・調査業務）に係る請負契約書の一部開示決定に関する件

知財コンサル用資料作成（先行技術補足調査・FTO調査（特殊分野））に係る請負契約書の一部開示決定に関する件

知財コンサル用資料作成（先行技術補足調査・FTO調査）に係る請負契約書の一部開示決定に関する件

知財コンサル用資料作成（発明の多様な用途展開モデル調査）に係る

る請負契約書の一部開示決定に関する件
知財コンサル用資料作成（市場調査）に係る請負契約書の一部開示決定に関する件
知財コンサル用資料作成（市場調査）に係る請負契約書の一部開示決定に関する件
知財コンサルテーション用資料作成（先行文献調査・F T O 調査（特殊分野））に係る請負契約書の一部開示決定に関する件
知財コンサルテーション用資料作成（先行文献調査・F T O 調査（特殊分野以外））に係る請負契約書の一部開示決定に関する件
知財リエゾンの管理運営に関する請負業務に係る請負契約書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第 1 審査会の結論

別紙の 1 に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとする部分は、不開示とすることが妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。） 3 条の規定に基づく各開示請求に対し、令和 4 年 8 月 1 日付け 0 4 医研開第 2 5 8 9 号により国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」，「AMED」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求人すなわち開示請求者の請求内容

本件審査請求人すなわち開示請求者は、法人文書開示請求書を提出した。この法人文書開示請求書における「請求する法人文書の名称等」には別紙の 2 のとおり記載されている。

(2) 法人文書開示決定通知書の記載内容

その後、法人文書開示決定書を受領した。

(3) 法人文書開示決定通知書の記載内容の検討

しかし、上記開示決定は、不当かつ違法である。不開示部分は全て公

益性や本来開示が想定されている旨の理由で開示すべきである。

よって、法9条1項の規定に基づきなされた法人文書開示決定（04医研開第2589号・令和4年8月1日）を取り消すべきである旨の決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

本事案は、令和4年6月20日及び同月24日付けで受け付けた、法人文書開示請求（受付番号04受第1866号，同第1939号及び同第1940号）に係る案件である。

(1) 開示請求

本請求の開示を求められた法人文書は別紙の2のとおりである。

(2) 開示決定等

本請求を受け機構内で検討を行った結果、法5条各号に該当するため不開示とした箇所を除き、法9条1項により、令和4年8月1日付けで開示決定した。

本決定に基づき、令和4年8月2日付けで法人文書開示決定通知書（04医研開第2589号）を請求者に対して発出し、令和4年8月4日付けで請求者に届け済みとなったことが簡易書留の郵便履歴から判明しており、機構では当該開示決定について請求者が知った日を令和4年8月4日付けであるとした。

(3) 審査請求

行政不服審査法による審査請求書（審査請求の理由は「補日補充いたします。」）を令和4年11月4日付けで受け付けたのち（04受第3762号ないし同第3764号），補正後の審査請求書を令和4年12月28日付けで受け付けた（04受第4633号，同第4635号及び同第4637号）。同請求の趣旨及び理由は上記第2のとおりである。

(4) 諮問

審査請求を受け機構内で検討を行った結果、不開示とした部分とその理由は、法人文書開示決定通知書の1（2）に記載のとおり法5条各号に基づいており、不当かつ違法にはあたらないと考えている。この判断について諮問させていただきたい。

2 本件対象文書の概要

法人文書開示決定通知（04医研開第2589号）により、請求者に対して開示決定を通知した法人文書の概要は以下のとおり。

- ・ 件名

「契約書」

- ・ 作成理由

「特許出願の際の先行技術の調査」「導出先を考えるとときのライセンス

可能性調査，市場調査といった調査に基づくコンサルテーション」「アカデミックな研究の中ではなかなかしにくい，特許の実施例のための実験や，ネガティブなデータをあえて比較の為に集めるための実験の外注支援」の各事業遂行のための契約文書

・記載内容

契約及び契約内容

3 開示決定等の内容及びその理由

法5条各号に該当するため不開示とした箇所を除き，法9条1項により，令和4年8月1日付けで開示決定した。

4 審査請求人の主張

上記第2のとおり。

5 審査請求に対する検討及び結論

不開示とした部分とその理由は，法人文書開示決定通知書の1（2）に記載のとおり法5条各号に基づいており，開示決定は不当かつ違法には当たらない。原処分維持が適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件各諮問事件について，以下のとおり，併合し，調査審議を行った。

- ① 令和5年1月31日 諮問の受理（令和5年（独情）諮問第5号ないし同第8号，同第16号ないし同第20号及び同第24号ないし同第35号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年2月21日 審議（同上）
- ④ 同年5月31日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑤ 同年6月22日 令和5年（独情）諮問第5号ないし同第8号，同第16号ないし同第20号及び同第24号ないし同第35号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであり，処分庁は，その一部を法5条2号イ及び4号ニに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は，不開示部分は全て公益性や本来開示が想定されている旨の理由で開示すべきとして，原処分の取消しを求めている。

これに対し，諮問庁は原処分を妥当としているが，当審査会事務局職員をして改めて確認させたところ，別紙の3に掲げる部分は新たに開示していることから，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，不開示部

分のうち別紙の3に掲げる部分を除く部分（以下「不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条2号イ該当性について

ア 本件対象文書は、機構が交わした契約書であると認められ、法5条2号イに該当するとして不開示を維持する部分は、契約相手方の法人に係る印影並びに契約書別紙の単価一覧表又は契約単価表における項目ごとの単価及び予定金額であると認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 契約相手方の法人に係る印影は、契約書等の記載内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質があるとして当該法人が使用した印であり、これを公にした場合、偽造等され悪用されることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(イ) 予定金額総額は、平成18年8月25日付け財務大臣通知「公共調達適正化について」（財計第2017号）の趣旨を踏まえ、機構ウェブサイトにおいても公表することとしていることから開示している。

一方で、文書1、文書9及び文書12にある項目ごとの単価及び予定金額は、上記ウェブサイトで公表していない情報である。当該情報は、契約相手方の法人がどの項目をいくらで行うかが分かるものであるところ、当該法人におけるコスト削減等営業上の努力、ノウハウ等によって算出された数値であり、秘匿されるべき法人の内部情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

ウ 上記イの諮問庁の説明は否定し難い。

よって、不開示維持部分のうち、法5条2号イに該当するとして不開示を維持する部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

(2) 法5条4号ニ該当性について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

法5条4号ニに該当するとして不開示とした部分は、機構が交わす各種契約書等の記載内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のある印影である。契約書への押印等の特定の事務等に限定して使用される、契約担当職印として管理しているものであり、これを公にした場合、偽造等され悪用されることにより、機構

が行う契約に係る事務に関し、財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから法5条4号ニに該当する。

イ 上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

よって、当該部分を公にすると、機構が行う契約に係る事務に関し、財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められ、当該部分は法5条4号ニに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イ及び4号ニに該当するとして不開示とした各決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号イ及び4号ニに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙

1 本件対象文書

- 文書1 令和3年度 知財コンサルテーション用資料作成（医工連携による医療ニーズの実用化に向けた特許探索・調査業務）に係る請負契約書
- 文書2 令和3年度 知財コンサルテーション用資料作成（先行文献調査・医療機器分野）に係る請負契約書
- 文書3 令和3年度 知財コンサルテーション用資料作成（先行文献調査・医薬分野）に係る請負契約書
- 文書4 令和3年度 知財コンサルテーション用資料作成（ライセンス可能性調査）に係る請負契約書
- 文書5 平成29年度知財コンサルテーション用資料（発明関連情報のマイニング）に係る請負契約書
- 文書6 平成30年度知財コンサルテーション用資料作成（先行文献調査・FTO調査（特殊分野））に係る請負契約書
- 文書7 平成30年度知財コンサルテーション用資料作成（先行文献調査・FTO調査（特殊分野以外））に係る請負契約書
- 文書8 平成30年度知財コンサルテーション用資料作成（ライセンス可能性調査）に係る請負契約書
- 文書9 AMED知財リエゾン及びAMEDぷらっとの管理・運営に関する請負業務に係る請負契約書
- 文書10 2019年度 知財コンサルテーション用資料作成（ライセンス可能性・市場調査）に係る請負契約書
- 文書11 2019年度 知財コンサルテーション用資料作成（先行文献調査）に係る請負契約書
- 文書12 平成31年度AMED知財リエゾン及びAMEDぷらっとの管理・運営に関する請負業務に係る請負契約書
- 文書13 2019年度 知財コンサルテーション用資料作成（医工連携による医療ニーズの実用化に向けた特許探索・調査業務）に係る請負契約書
- 文書14 28年度知財コンサル用資料作成（先行技術補足調査・FTO調査（特殊分野））に係る請負契約書
- 文書15 28年度知財コンサル用資料作成（先行技術補足調査・FTO調査）に係る請負契約書
- 文書16 28年度知財コンサル用資料作成（発明の多様な用途展開モデル調査）に係る請負契約書
- 文書17 28年度知財コンサル用資料作成（市場調査）に係る請負契約書
- 文書18 知財コンサルテーション用資料作成（市場調査）に係る請負契約書

文書19 知財コンサルテーション用資料作成（先行文献調査・FTO調査（特殊分野））に係る請負契約書

文書20 知財コンサルテーション用資料作成（先行文献調査・FTO調査（特殊分野以外））に係る請負契約書

文書21 知財リエゾンの管理運営に関する請負業務に係る請負契約書

2 法人文書開示請求書「1 請求する法人文書の名称等」の記載

「特定ニューズレター 特定号 特定講演」に関し、特定職員Aが講演しているが、この講演のなかで「特定記載」旨発言しているが、このなかの「特許出願の際の先行技術の調査」「導出先を考えるとときのライセンス可能性調査、市場調査といった調査に基づくコンサルテーション」「アカデミックな研究の中ではなかなかしにくい、特許の実施例のための実験や、ネガティブなデータをあえて比較の為に集めるための実験の外注支援」の各事業遂行のための外注先との契約書（契約金額100万円超）又は注文書（契約金額100万円以下）。

(1) 令和5年（独情）諮問第5号ないし同第8号に係るもの

特定職員Aの後任として令和3年4月1日より、特定職員Bが国立研究開発法人AMED特定役職に就任しているが、特定職員BがAMED在任中（2021年4月1日～）のものに限る。

（次の法人文書ファイルに格納されている法人文書。）

- ・令和3年度調達契約 契21-00100-000164（紙）
- ・令和3年度調達契約 契21-00100-000165（紙）
- ・令和3年度調達契約 契21-00100-000166（紙）
- ・令和3年度調達契約 契21-00100-000167（紙）

(2) 令和5年（独情）諮問第16号ないし同第20号及び同第24号ないし同第27号に係るもの

特定職員Aの前任とし特定職員Cが国立研究開発法人AMED特定役職に就任しているが、特定職員CがAMED在任中のものに限る。

- ・平成29年度調達契約 S1705000030
- ・平成30年度調達契約 契18-00100-003247
- ・平成30年度調達契約 契18-00100-003248
- ・平成30年度調達契約 契18-00100-003250
- ・平成30年度調達契約 契18-00100-003251
- ・令和元年（平成31年度）調達契約 契19-00100-000051
- ・令和元年（平成31年度）調達契約 契19-00100-000052
- ・令和元年（平成31年度）調達契約 契19-00100-00007

5

- ・令和元年（平成31年度）調達契約 契19-00100-00582
1

(3) 令和5年（独情）諮問第28号ないし同第35号に係るもの

特定職員Dが国立研究開発法人AMED特定役職に就任しているが、特定職員DがAMED在任中のものに限る。

- ・平成28年度調達契約 S1607000074
- ・平成28年度調達契約 S1607000075
- ・平成28年度調達契約 S1608000025
- ・平成28年度調達契約 S1608000024
- ・平成29年度調達契約 S1701000114
- ・平成29年度調達契約 S1701000115
- ・平成29年度調達契約 S1701000135
- ・平成29年度調達契約 S1702000035

3 新たに開示するとする部分

文書9の契約単価表「予定数量」欄